

岡 行 革 第 5 6 号

平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

・平成 23 年度包括外部監査	2 項目
・平成 24 年度包括外部監査	2 項目
・平成 26 年度包括外部監査	3 項目
・平成 27 年度包括外部監査	2 項目
・平成 28 年度包括外部監査	34 項目

以上

# 平成23年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	所管課	項目	指摘等内容	措置内容	
1	介護保険課 料金課	介護保険料	(1)納付方法の多様化	<p>岡山市では収納機会の確保に努めているところであるが、更に収納率の向上を図るためには改善が必要である。その一案として挙げられるのが、コンビニ収納の活用である。</p> <p>毎年開催されている、岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議においても、滞納整理基本方針及び取り組みの中でコンビニ収納について検討課題とされているところである。他市例も参考にしつつ、関連するシステムの改修計画の実施時期や取扱手数料との費用対効果を考慮して、導入の是非や時期を検討するのが望ましい。</p>	<p>納付方法多様化による収納率向上策の一環としてのコンビニ収納活用であるが、介護保険では年金特別徴収が納付義務者の大半を占め、普通徴収対象者自体が約10%と少なく、コンビニ収納導入済みの先行政令市においても、明確な収納率向上効果は確認できない状況である。</p> <p>一方で、コンビニ収納導入の際には、システム改修費用、公金OCRシステム改修負担金等の高額な初期費用に加えて、通常経費として口座振替の約5倍の取扱手数料が必要となる。</p> <p>前述の理由から、コンビニ収納自体の導入は現時点では見送るものの、先行する他の保険料における利用率や手数料等の動向を見守りつつ納付方法多様化については研究を進めたい。</p>
2	就園管理課 料金課	保育所措置費負担金	(2)納付方法の多様化	<p>岡山市では収納機会の確保に努めているところであるが、更に収納率の向上を図るためには改善が必要である。その一案として挙げられるのが、コンビニ収納の活用である。政令市では既に2都市が採用している(平成22年度末現在)。コンビニ収納を実施することで、納付者は毎日24時間いつでも納付が可能となり、納付の機会が増える。また、導入する市にとっては回収率の向上が期待できる。</p> <p>毎年開催されている、岡山市市税等滞納整理強化対策本部による会議においても、滞納整理基本方針及び取り組みの中でコンビニ収納について検討課題とされているところである。他市例も参考にしつつ、関連するシステムの改修計画の実施時期や取扱手数料との費用対効果を考慮して、導入の是非や時期を検討するのが望ましい。</p>	<p>保育園における勧奨等により口座振替率が約96.0%（平成29年3月末現在）であり、他料金と比較しても高く、システム改修経費や公金OCRシステム改修負担金等、費用対効果を考慮すると現段階でのコンビニ収納の導入は効果的でない判断する。</p> <p>口座振替WEB受付サービス等については引き続き検討し、納付者の利便性の向上を図っていく。</p>

# 平成24年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

## 【意見事項】

番号	所管課	対象案件	指摘・意見にかかる内容	措置内容
1	財産活用マネジメント推進課	職員駐車場	<p>市は現状の職員の駐車状況による不都合が生じていないか、例えば、市民の施設の利用の妨げとなっていないか、駐車が利用者に不快な状態となっていないか、事故が起こるような危険な状態になっていないか等を検証し、不都合があれば、駐車を取りやめることが望まれる。検証した結果、問題がない場合には、当該公有財産に勤務する市職員が駐車することはやむを得ない場合もあると考えられる。</p> <p>その場合には、他の自治体で使用料を徴収し始めているところもあることから、所定の規則に基づき公有財産の使用等の許可を取り、定められた使用料を徴収することを検討することが望まれる。</p>	<p>市職員の通勤用自動車の公有財産敷地内の駐車については、市民の利便性の向上や公有財産を活用する観点から適正な利用を進め、南区役所や東区役所では、移転開設に合わせ(南区役所:平成25年12月移転開設、東区役所:成26年11月移転開設)、民有地を共同で借上げし利用料を負担する方式へ変更を行った。</p>
2	人権推進課	宿毛地区生活環境等整備事業用地 宿毛大型共同作業場	<p>宿毛地区生活環境等整備事業用地及び宿毛大型共同作業場については、「未利用地等の総点検調査票」にも記載されているものの、補助金の処分制限期間終了後に処分を検討するとして、現状は有効利用について検討されていない状況である。ただし、補助金の処分制限期間は平成26年度には解除されるため、処分制限期間が終了してからではなく、終了する前に決定できるように積極的に検討することが望まれる。</p>	<p>当該施設の利用方法については、従来から共同作業場や事業用地の利用に係る個別の問合せに応じて検討してきた。平成29年3月には、利用方法の検討のため、「平成28年度第3回岡山PPP交流広場」において、共同作業場と隣接する養鰻場と合わせての利活用について意見を求めた。また、同月、同交流広場に提示した他の物件と共に、市ホームページ上においても「岡山市未利用財産の民間活用に係るアイデア募集」を行った。</p> <p>現時点では活用には至っていないが、今後も利活用の提案、要望等の情報収集に努め、隣接する養鰻場を所管する東区農林水産振興課や公園施設を所管する東区地域整備課等の関係課と連携して検討を行い、有効活用を図ることとする。</p>

# 平成26年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	担当課		監査項目	監査結果	措置内容
1	南区役所	農林水産振興課	01 収入未済金の管理は適正か	平成23年度から継続的に占用料の未収入金が発生しているが、会社は事実上倒産しており、事業の承継の有無等を確認の上、不納欠損処理を検討すべきである。	当該占用料未収金の一部は消滅時効により不納欠損処理を行うこととし、そのうち平成23年度分は28年度末にすでに処理済みであり、平成24年度分は29年度末に処理を行う予定である。残る平成25年度分については、平成28年度に施行された債権管理条例等に基づき、措置を行うこととした。
2	南区役所	農林水産振興課	01 収入未済金の管理は適正か	休眠中の会社に対する収入未済金100円があるが、宛先不明となっている。 事実上、回収不能なので、不納欠損処理を検討すべきである。	当該占用料未収金の一部は消滅時効により不納欠損処理を行うこととし、そのうち平成23年度分は28年度末にすでに処理済みであり、平成24年度分は29年度末に処理を行う予定である。残る平成25年度分については、平成28年度に施行された債権管理条例等に基づき、措置を行うこととした。
3	北区役所	御津支所	32 施設の管理は適正か	農産物加工施設利用状況を確認したが、地元住民以外はほとんど利用がなく、相当の維持管理費がかかっていることや駐車場が相当広いことなどを考慮すれば、利用方法を工夫するか、将来的には廃止も含めて検討すべきである。	当施設は、地域の農業振興、6次産業化のための施設であり、地域住民以外の利用がないことはやむを得ず、現在、地産地消の商品開発・紹介等の活動拠点として地元農業者の方等が利用している。また、地域おこし協力隊の方々の協力を得て、新たな商品開発や現利用者の技術の継承者となる若手利用者の増に向けた利用促進を図っているところである。

# 平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	措置内容
1	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体30 本市の私立保育園に対する関与は適正か	保育園の保護者会費等については、保育園が徴収し、管理している以上、私立保育園と無関係ではなく、紛失、流用等のリスクがあれば、私立保育園にとって大きなリスクがある。 そもそも、本市の委託で保育事業を行っている私立保育園において、かかるリスクがある以上、本市は、私立保育園においても、その取扱いに関するルールを策定すべきである。	平成29年5月22日開催の私立保育園・認定こども園園長会において、保護者会費の管理や用途等に係る留意事項をまとめた事務連絡「保護者会費等の取扱いについて」を配布し、適正な徴収・管理について周知徹底を図った。
2	岡山っ子育成局	保育・幼児教育課	全体30 本市の私立保育園に対する関与は適正か	私立保育園においても、公費で経営が行われている以上、保護者会から無制限に備品等の購入を受け入れるのは好ましくないため、本市は私立保育園に対して保護者会会計から購入できる物についての基準を設けることを検討すべきである。	平成29年5月22日開催の私立保育園・認定こども園園長会において、保護者会費の管理や用途等に係る留意事項をまとめた事務連絡「保護者会費等の取扱いについて」を配布し、適正な徴収・管理について周知徹底を図った。

# 平成28年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
1	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;金庫内物品の管理状況①&gt;                      金庫内部に不明現金、テレホンカードが発見された。発生年度及び発生原因が不明なまま、数年間放置されていたものであり、適切な手続きを得た上で岡山市として受入処理を行うべきである。</p>	職員の親睦会積立金や個人所有の物品等の管理を混同することがないよう、公私の区別を明確にし、金庫には、公金のみ保管するように改めた。
2	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;金庫内物品の管理状況②&gt;                      金庫の中に岡山市所有のものでない物品が多数保管されていた。本人や団体に返還するなど適切に処分すべきである。                      ・過去に終了した事業に係る通帳4通(名義は個人)                      ・登録団体の印鑑、個人の印鑑                      ・登録団体のコンサートチケット(期限切れ)</p>	通帳、印鑑、コンサートチケットは、それぞれ所有者に返還または処分するなど、適切に対応した。 金庫には公金のみ保管するように改めた。
3	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;金庫内物品の管理状況③&gt;                      金庫の中に現在は使用していない以下の物品が保管されていた。不正使用を防止する観点からも適切な手続きを得た上で処分すべきである。                      ・旧角印(男女共同参画課時代に使用)                      ・現在は使用していない領収書綴り                      ・タクシーチケット控え(15年以上前のもの)</p>	使用していない旧角印は公印の所管課に返却するなど、適切に対応した。 金庫には、公金のみ保管するように改めた。
4	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;切手管理台帳のチェック&gt;                      切手の管理台帳は使用日、使用者、送付先、使用目的、受入数、払出数、残数の記入がなされているが、使用者以外が使用状況を確認していない。不正使用を防ぐため、リスクの重要性を鑑み、定期的に使用者以外が使用状況を確認する必要がある。</p>	館長が毎月使用状況を確認するように改めた。
5	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;金庫の管理状況&gt;                      金庫の管理状況については、金庫の暗証番号を職員全員が把握しており、職員であれば、誰でも開けられる状況となっている。現金事故を防ぐ観点から、一定の職員のみ暗証番号を付与すべきである。しかし、職員の勤務ローテーションの関係上、一定の職員のみ暗証番号を付与することは難しいとのことであるため、例えば、出勤後、金庫を開錠した職員は、記録簿に記入し、開錠した人物を特定し、さらに開錠作業を別の職員が確認するなど、金庫の管理状況について、内部牽制が働くような仕組みを構築すべきである。</p>	開錠・閉錠は2人1組で対応し、金庫開閉記録簿に記入するように改めた。

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
6	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費 （「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;印鑑の管理状況&gt;  さんかく岡山で使用する印鑑(3本)が金庫の中に保管されているが、誰でも押印可能な状態で保管されている。例えば、鍵のかかる場所や小金庫に当該印鑑を保管し、その鍵は押印権限者が保管するなど、誰でも押印できる状況とならないよう適切に保管すべきである。</p>	さんかく岡山で使用する印鑑は、鍵のかかるロッカーに保管し、その鍵は押印権限者が保管・管理し、不在時は特定の職員が管理するように改めた。
7	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費 （「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;利用案内の訂正&gt;  レンタル物品であるビデオカメラは廃棄しており既に存在しないが、会議室利用案内には付属設備使用料として「ビデオカメラ時間当たり200円」との記載がある。会議室利用案内及びホームページの利用案内を訂正すべきである。</p>	ビデオカメラの貸出を廃止し、男女共同参画社会推進センター条例施行規則の改正や会議室使用案内の訂正などを行った。

# 平成28年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
1	保健福祉局	生活保護・自立支援課	【教育関連】 学習支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	<p>&lt;学習支援制度の対象拡大と周知&gt; この事業は「貧困の連鎖」の防止の上で重要であり、潜在的ニーズも大きいと思われるため、対象の範囲をより一層拡大すべきである。また、制度の周知を徹底すべきである。</p>	<p>事業の対象範囲については、関係部局間の連携により、平成28年度からひとり親世帯(児童扶養手当全額受給世帯)も対象とし、世帯要件を拡大した。さらに、平成28年12月からは、ひとり親世帯の参加学年を3年生のみから全学年へ拡大を行った。(生活保護受給世帯、ひとり親世帯とも個別学習支援は中学生を対象とし、定員の範囲内で高学年の希望者を優先としている。) また、周知については、事業案内リーフレット等を対象世帯に個別送付し、参加勧奨に努めるとともに、その内容についても支援対象者が自ら参加したくなるよう、学習教室の様子を掲載する等の改善を行ったところである。</p>
2	保健福祉局	福祉援護課	【教育関連】 法外援護 (学童服)	<p>&lt;学童服等の現物支給&gt; 就学援助世帯に対して岡山市独自の援助を行うという点で意義はあるが、他市でもあまり実施されておらず、効率的な実施が求められる。 就学援助制度においては医療費を除き金銭支給によっている。また法外援護制度のうち入学祝金等についても金銭支給によっている。 学童服等については現物支給によっているが、制服の有無、サイズ、価格、取引業者等の調査や、注文書、引換券、通知文等の作成と送付、業者からの引換券の回収と支払等、事務作業量が多くなっている。 現物支給によることは、給付の目的である学童服等の支給について必要最小限の財政負担となり、流用等の可能性が少ないことから、本制度の趣旨からすると効果的であると言える。 ただし、就学援助世帯に対する他の制度の大半が金銭支給である中で、この制度のみ現物支給によることは、事務作業量と給付金額のバランスを欠くものと思われる。 本制度を存続させるのであれば、金銭支給にすることを検討すべきである。また、担当部署を教育委員会就学課とすることを検討すべきである。</p>	<p>岡山市子どもの貧困対策推進本部での議論を踏まえて、当該事業について関係課と協議した結果、より効果的な方法の検討を続けながら、当面は現行の支給方法等で、福祉援護課が福祉施策として継続して実施することとした。</p>
3	保健福祉局	福祉援護課	【教育関連】 法外援護 (入学祝金等)	<p>&lt;入学祝金等&gt; 被保護世帯に対して就学の援助を行うという点で意義なしとはしないが、他市でもあまり実施されておらず、複数部署で連携して業務を実施する非効率性もあり、生活保護制度における一時扶助と重複する面もあり、金額の妥当性を検討すべきである。</p>	<p>岡山市子どもの貧困対策推進本部での議論を踏まえて、当該事業について関係課と協議した結果、より効果的な方法の検討を続けながら、当面は現行の支給方法等で、福祉援護課が福祉施策として継続して実施することとした。</p>



番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
4	保健福祉局	保健管理課	【医療・保健関連】 特定不妊治療給付金 (男性特定不妊治療給付金を含む)	<p>&lt;制度利用の推進&gt; 不妊治療の重要性は増しており、不妊に悩む市民が必要に応じ相談や医療機関で受診ができるように、例えば、岡山市のホームページにおける制度のPRの充実や広報誌への掲載など、岡山市として、市民に対し制度の周知を促進する必要がある。</p>	<p>平成29年6月末に岡山市ホームページの特定不妊治療支援事業に関する部分を改修し、なかなか妊娠しない場合、早めに医療機関へ相談・受診することを勧める旨の記述を追加した。更に、岡山県不妊専門相談センターのWebサイトへのリンクを貼った。</p> <p>また、岡山の子育て応援サイト「こそだてぼけっと」に『不妊・不育ところの講演会』(岡山県不妊専門相談センター・岡山県等共催)開催のお知らせを掲載した。</p> <p>平成29年7月号の「市民のひろば」においても、特定不妊治療給付金の案内及び早めに医療機関へ相談・受診することを勧める旨の記事を掲載した。今後も引き続き、様々な機会を捉え周知を図る。</p>
5	岡山っ子育て局	保育・幼児教育課	【医療・保健関連】 病児保育事業	<p>&lt;サービスのさらなる拡充&gt; 市民の利便性を向上させるためには、市民の分布の状況や市域面積、公共交通機関等の整備状況等を考慮する必要がある。したがって、地域の病院や保育園、近隣市町村等と連携し、より多くの市民がサービスを受けられる機会を提供することが求められる。</p>	<p>平成29年3月に1施設を新規開設し、市内6施設体制とした。また、平成29年4月から「岡山県病児保育広域相互利用協定」の運用を開始し、本市を含む県内17市町の住民が県内全14施設を相互に利用できる仕組みを構築した。</p>
6	保健福祉局	保健管理課	【医療・保健関連】 妊婦乳児健康診査費	<p>&lt;未受診者への早期受診の推進&gt; 妊婦一般健康診査等は、市民の妊娠届の提出の時期、転入・転出等の理由により、個人別に受診時期、回数に差が生じる。妊娠後期に初めて受診した等の場合は、医療機関を通じてハイリスク妊婦として認識・対応する体制を整備しているが、受診の遅れや未受診から、妊婦の健康や生活面での問題が危惧されるため、早期かつ適切な回数の受診をより推進する必要がある。</p>	<p>妊婦一般健康診査は、これまでもおかやま産前産後相談ステーションを中心に受診勧奨を行ってきたが、広く周知を図るため、全戸配布される愛育委員協議会の情報誌「ai」(2017年10月号)に、妊娠届出窓口及び相談窓口について掲載することとした。</p> <p>今後も引き続き、様々な機会を捉え周知を図る。</p>
7	岡山っ子育て局	こども福祉課	【生活関連】 児童手当	<p>&lt;過払金の督促事務(児童手当)&gt; 過払金の回収にあたっては、滞納期間が長期化するほど回収が困難となる可能性が高まることから、督促事務手続を明確化するとともに、電話による連絡を組み合わせ、早期回収を目標とする仕組みの確立が求められる。</p>	<p>岡山市債権管理条例を基にマニュアルの見直しを行った。電話連絡等を行い早期回収に努めている。</p>
8	岡山っ子育て局	こども福祉課	【生活関連】 児童扶養手当	<p>&lt;過払金の督促事務(児童扶養手当)&gt; 過払金の回収にあたっては、滞納期間が長期化するほど回収が困難となる可能性が高まることから、督促事務手続を明確化するとともに、電話による連絡を組み合わせ、早期回収を目標とする仕組みの確立が求められる。</p>	<p>岡山市債権管理条例を基にマニュアルの見直しを行った。電話連絡等を行い早期回収に努めている。</p>
9	岡山っ子育て局	こども総合相談所	【障害関連】 障害児保護費	<p>&lt;重要事項の決裁方法&gt; 岡山市では、重要決裁事項は文書管理システムにて一元管理し、決裁事項を検索できる仕組みとしている。児童記録を一括して文書管理システムに登録しているが、決定、給付の決裁は、決定通知書に承認印欄を設けて書面上で決裁している部署が確認された。少なくとも、決裁事項を検索できる程度の内容を文書管理システムに登録の上、決裁する等、文書管理システムの有効活用を検討すべきである。</p>	<p>決裁について文書管理システムを活用することとした。</p>

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
10	保健福祉局	障害福祉課	【障害関連】 障害児保護費	<p>&lt;決裁証跡&gt; 起案票への決裁日の記載漏れや決裁日が修正可能な鉛筆書きで記載されていた部署が確認された。システム管理で起案票を出力し、決裁後は、起案票には修正できないようにボールペン等にて決裁日を忘れなく記載し、文書管理システムの決裁日と整合させるべきである。また、修正する場合においても、2重線を引き訂正印を押印すべきである。</p>	起案票の決裁日の記入及び文書管理システムへの決裁日の入力については、起案票決裁後速やかに行うこととした。
11	・保健福祉局 ・岡山っ子育て局	・障害福祉課 ・こども総合相談所	【障害関連】 障害児保護費	<p>&lt;使用システム&gt; 使用システムについて、措置は児童相談システム、契約入所はエクセル、通所はGprimeシステムによる管理となっている。統一システム、連携システムによる運用を行うことにより、業務の効率性が増すため、今後、システム導入の際は、他部署等とも連携したシステムの導入が必要である。</p>	今後システム導入の際には費用対効果を踏まえつつ業務の効率性を図る観点から検討する。
12	保健福祉局	障害福祉課	【障害関連】 障害児保護費	<p>&lt;システムチェックエラー&gt; 事業者からの請求内容をシステム処理すると、エラー警告等の一覧が出力される仕組みとなっている。障害福祉課では、当該内容を確認しているが、経常的に発生している単純エラー等は、事業所等に事前に通達を出し、エラー等の発生を未然に防ぐべきである。</p>	個々のエラーについては、事業所と連絡を取り必要な修正を行う他、事業所に対する集団指導において、適切な事業運営について指導を行うこととした。
13	保健福祉局	障害福祉課	【障害関連】 心身障害保険扶養年金	<p>&lt;制度利用可能者の把握&gt; 市民からの申請がなくとも、岡山市で把握可能な情報の範囲内において、本来給付等を受けられる対象者への給付・通知等が漏れなくされているか、定期的に確認する体制を整備する必要がある。</p>	毎月、対象者の現況を確認し、新たな対象者に対して申請勧奨のお知らせを送付している。また、未申請者についても、申請勧奨のお知らせを定期的に送付することとした。
14	岡山っ子育て局	こども福祉課	【その他子育て支援制度】 高等職業訓練促進給付金事業	<p>&lt;制度の周知活動の充実について&gt; 平成28年4月から対象資格も拡充されていることから、あわせて利用度を向上させるため、おかやま子育て応援サイト「こそだてほけっと」ページ上での制度紹介や支給事例の掲載など利用可能な様々な媒体を通じた周知活動の充実を図る必要がある。</p>	おかやま子育て応援サイト「こそだてほけっと」のトップページのお知らせ欄に、年に2回、改めて制度の周知を行うこととした。あわせて、今後も福祉事務所の母子・父子自立支援員による相談時の情報提供、広報紙「市民のひろば」や「ひとり親家庭のしおり」等を通じ、広く周知活動を行っていく。
15	・岡山っ子育て局 ・保健福祉局	・こども福祉課 ・医療助成課	【子育て支援制度共通項目】 所得の申告	<p>&lt;所得制限のある制度における未申告者の扱い&gt; 児童扶養手当について、申請者の世帯員のほか同居の扶養義務者の所得も確かめる必要があるが、未申告の場合は聞き取りによって所得額を確かめている。 ひとり親家庭等医療費助成制度について、医療保険世帯員の所得を確かめる必要があるが、未申告の場合は簡易申告フォームによる金額に基づいている。 就学援助制度において、家庭調書に所得無と記入されていて未申告の場合は原則として所得なしと扱っており、家庭調書記載の成人全員が所得無と記入されている場合等必要な場合に聞き取りを行っている。 これらについて、収入の内容等から明らかに課税所得がないと認められる場合を除き、市民税の申告を求めるとを検討すべきである。</p>	<p>【こども福祉課：児童扶養手当】 窓口等で本人への聞き取りにより、明らかに課税所得がないと認められる場合を除き、税申告の必要があると思われる者について、申告するよう案内をすることとした。</p> <p>【医療助成課：ひとり親家庭等医療費助成制度】 ひとり親家庭等医療費助成制度において、税法上の申告不要者で簡易申告書の提出を求めるとを求め、現在も税の申告を求めており、今後も継続していく。</p>

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
16	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	女性が輝くまちづくり推進事業(共通)	<p>&lt;女性が輝くまちづくり推進事業の周知&gt; 女性がはたらきやすい職場環境や子育てと仕事の両立ができる環境が構築されているかどうか、市民や市内企業にPRすることが必要である。具体的には、アンケート結果などから有給取得率や育休取得率など、わかりやすい数値・指標の年度比較を行い、働きやすい職場環境が構築されつつあるか、市民や市内の企業に周知することが必要である。 また、女性が輝くまちづくりのために情報発信をさらに一層行うべきである。ホームページの充実、情報誌の内容の充実、市民が参加したくなるようなセミナーを開催する、など実行すべきである。</p>	<p>岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する基本計画(さんかくプラン)において、施策の効果を測る指標を設定し、毎年度アンケートの実施などにより達成度合いを評価し、結果をホームページで公表するとともに、冊子にまとめて区役所や図書館、公民館に配付するなど、市民等への周知を図った。 また、市民協働による啓発事業や、企業向けの女性活躍シンポジウムの開催、男女共同参画の情報誌で企業の先進的な取組みを特集するなど、様々な方法で情報発信を行った。</p>
17	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	女性が輝くまちづくり推進事業(男性管理職向けセミナー)	<p>&lt;セミナー開催の周知及びセミナー内容の見直し&gt; 参加ターゲットである男性管理職の興味があるようなセミナーの内容、またセミナーの周知方法を見直し、より多くの男性管理職に参加してもらえるようにすべきである。</p>	<p>平成28年度には、経済団体などとも連携し広報に努め、講師の選定や内容を工夫した結果、男性管理職向けセミナーに多くの参加があり、目標とする参加者数を達成した。</p>
18	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画推進事業費(情報誌DUO)	<p>&lt;ホームページの更新遅延&gt; 最新号(41号)は「男女共同参画情報誌「DUO」(デュオ)」のリンク先においてPDFデータでアップされているが、上記画面の情報が更新されていない。適宜、更新を行うべきである。</p>	<p>最新情報に更新した。今後更新漏れが発生しないよう十分なチェックを行っていくこととする。</p>
19	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画大学事業費(さんかくカレッジ)	<p>&lt;受講者、受講率の増進対策&gt; 受講率が低い講座も存在するため、市民の興味をひくような講座の開催や講座の告知方法の見直しを行い、男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するという目的を達成できるよう、さんかくカレッジを開講すべきである。</p>	<p>さんかくカレッジは、男女共同参画の視点をもつ人材を養成し、受講者による学習内容の情報発信を促進するように、基礎・専門コースともに事業の内容や構成の見直しを行った。</p>
20	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費(「さんかく岡山」の運営費)	<p>&lt;施設利用者の集計方法&gt; ギャラリー他利用者の集計方法を変更することにより、利用者数は、大きく変動しており、年度により、大きな変動があるため、利用者数の集計方法を統一すべきである。また、入り口が3か所あり、重複してカウントしている可能性もある。施設利用者の定義を明確にし、適切に利用者をカウントすべきである。</p>	<p>施設利用者数の集計方法については、引き続き目視でカウントしている。カウント機器等の導入については、検討した結果、費用対効果の面から困難であると考えており、より正確にカウントするよう努めている。</p>
21	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費(「さんかく岡山」の運営費)	<p>&lt;さんかく岡山の認知度&gt; さんかく岡山の認知度は、統計結果によると、市民の約半分が知らずとなっており、認知度を上げる必要がある。たとえば、市内の保育園や幼稚園から児童の校外学習などを受け入れることにより、さんかく岡山の認知度を高めることができ、休日などに保護者と一緒にイベントに参加することも考えられる。また、さんかく岡山では映画の無料上映なども実施しており、様々なイベントを実施しているため、さんかく岡山の認知度を高めて、より多くの市民が集い、さんかく岡山が目指す施設とする必要がある。</p>	<p>子どもから大人まで幅広くさんかく岡山の周知を図るため、子ども向けのプログラムを平成29年度から児童クラブに出前講座で実施し、また、広報や魅力的な企画によりさんかく岡山主催の無料映画会に定員を超える申込があるなど、さんかく岡山の認知度を高める取組みや工夫を行った。</p>

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
22	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;出先機関の管理監督&gt; 女性が輝くまちづくり推進課の出先機関であるさんかく岡山については、本庁の所管課が定期的に管理監督を行う体制を構築すべきである。また、出先機関自体でのセルフチェックも定期的に行うべきである。</p>	定期的に連絡会議を行い、事業の企画・実施やさんかく岡山の運営について相互に情報共有を図るとともに、必要に応じてさんかく岡山に対する助言や指示を行った。
23	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;託児室の存在の周知&gt; さんかく岡山は、商店街に隣接しており、商店街がイベント実施する際には連携を図っているとのことであるが、商店街に託児所のポスターなどを貼付するなど、託児室の存在を周知し、利用促進の方策を検討すべきである。</p>	市の男女共同参画情報誌やホームページなどによるPRに加えて、商店街に面した「さんかく岡山」1階入口に託児室のポスターを展示するなどして、広報に努めた。
24	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;託児ボランティアの登録促進&gt; 託児ボランティアの登録人数が増加すれば、利用者数が増えるというものでもないが、託児ボランティアの高齢化も進んでおり、大学生などの若年層への託児ボランティアの告知を行うことにより、託児ボランティア登録促進を図る必要がある。</p>	岡山市の広報紙への掲載、各種イベントでのチラシの配布などを行い、託児ボランティアの登録促進を図った。
25	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	男女共同参画社会推進センター運営費（「さんかく岡山」の運営費）	<p>&lt;会議室、ミーティングルームの利用率の集計&gt; 現状では、各部屋（会議室、ミーティングルーム）の利用率を集計しておらず、各部屋がどれくらいの頻度で利用されているのかを把握し、利用率の低い部屋について利用促進の対策を打つためにも、利用者数だけでなく、各部屋の利用率も集計しておくべきである。</p>	会議室、ミーティングルームの各部屋の利用率の集計を行うように改めた。
26	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証制度	<p>&lt;認証制度の周知&gt; シンボルマーク（ロゴマーク）などを作成し、認証を受けた企業には使用を許可する、認証を受けた企業に認証シールを提供するなど他企業や市民に対してもPR効果を生むような制度とし、認証することによるメリットを企業側が享受できるようにすべきである。</p>	認証制度が広く市民や企業に認知されるように、市が主催するイベントや研修などにおいて、認証制度のチラシの配布や、制度の説明をするなど広報に努め、平成28年9月時点で19社であった認証企業数が、平成29年9月時点で22社に増加し、幅広い業種の企業からの問い合わせが増加するなど効果が上がっている。
27	市民協働局	女性が輝くまちづくり推進課	女性が輝く男女共同参画推進事業所の認証制度	<p>&lt;認証取得企業に対するインセンティブの提供&gt; 建設工事部門の格付等級決定時の主観点加算以外にも、優遇の範囲を拡大すべきである。また、岡山市内部だけでなく、外部の公共団体なども連携し、認証制度を受けている企業であることを明示できるようにし、認証取得企業であることのメリットを享受できるようにすべきである。</p>	認証のメリットとして、企業のイメージアップや優秀な人材の確保につながるよう広報に努めるとともに、市が今年度創設する健康経営及びワークライフバランスに関連する表彰制度において、認証を受けていることを評価の加点対象とするなど、インセンティブを高めるよう取り組んでいる。

岡教企第304号

平成29年11月20日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会



包括外部監査結果に係る措置状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項に基づき、下記の包括外部監査の結果に対し措置を講じたので、別紙のとおり通知します。

記

（措置対象の監査）

- |               |     |
|---------------|-----|
| ・平成27年度包括外部監査 | 5項目 |
| ・平成28年度包括外部監査 | 7項目 |

以上

# 平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	補足情報 (学校園名等)	措置内容
1	教育委員会	就学課	全体03 学校園の施設は適正か	使用する予定のない教室をあえて転用可能な教室とせず、また倉庫等に安易に利用せず、児童館、児童クラブ等の子育て支援事業に活用すべきである。	全学校調査(平成26年5月)での区分「転用可能な教室」3から6年程度使用予定のないもの「余裕教室」恒久的に使用しないもの	学校への実地調査を基に、可能な限り教室を児童クラブ室として使用できるよう、岡山っ子育成局とより一層連携を図り、学校運営に支障が無い範囲で、教室の活用を進めている。 特に、3～6年使用予定が無い教室について、一層の活用ができるよう、岡山っ子育成局と定期的に情報提供を行う場をもうけ、また個別案件については、随時対応するなど、協力体制を密にすることとした。

# 平成27年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	措置内容
1	教育委員会	教職員課	全体02 教育、保育に係る行政体制は合理的か	<p>小・中学校の用務員の民間委託については、民間委託の場合、偽装請負回避の観点から学校が用務員に対して直接指示ができないため、突発的な修繕、子どもとの関わりに関する業務、子どもの事故・不審者対策・災害時等の臨機対応は困難であり、教職員の負担が増大する。</p> <p>また、委託を行った他市においても、委託による教職員の負担増と財政的効果の低さにより委託から直営へ切り替えたところもある。</p> <p>加えて、本市の1校当たりの正規用務員数が外部委託を行っていない政令市中最も少なく、委託を行っている政令市と比べて経費面でも遜色ない。</p> <p>中学校の正規用務員が小学校の臨時用務員を指導するといった体制を検討して、用務員の臨時職員の増加による人件費削減を検討すべきである。</p>	<p>子ども支援機能、多様な環境整備業務を進めるためには、経験・技術・知識が必要であるため、用務員全体をグループ化し、非正規職員の指導・援助に必要な最小限の正規職員をグループ内の学校に配置することとした。</p> <p>平成28年11月よりモデル地区において用務員のグループ化を実施し、検証を行った。検証をふまえて、平成29年9月より全市において、グループ化を行い、用務員全体の組織化・機能強化を進め、業務の質の確保や効率的な運営に努めることとした。</p>
2	教育委員会	就学課	全体03 学校園の施設は適正か	<p>学校選択制度は、児童の希望する学校で教育を受ける権利と児童の流出により児童数が少なくなり、学校ひいてはコミュニティの維持ができなくなるという不利益を調整しなければならない問題であるところ、希望する学校で教育を受けたいという児童の権利は重視されるべきであり、できるだけ抽選漏れが出ないような「枠づくり」を検討すべきである。</p>	<p>平成28年8月に地域・保護者代表者等の関係者や有識者を交え、通学区域制度弾力化意見聴取会を開催したほか、保護者を含め、地域関係者、学校へのアンケートを実施した。</p> <p>アンケートの結果や意見聴取会での意見を踏まえながら検証を行い、小学校については、小規模校からの転出の問題、また、通学の安全面の確保についてなど、地域との連携が重要であると考え、平成30年度から小学校入学時の学校選択制を廃止することを教育委員会にて決定した。</p> <p>中学校については、生徒本人の学校選択に関する意思を尊重し、希望した学校での活力ある生活がおくれるよう、現状のまま制度を存続することとし、受入枠についても学校からの意見も踏まえながら、より適正な制度となるよう設定していくこととした。</p>

番号	対象部局	担当課	監査項目	監査結果	措置内容
3	教育委員会	就学課	全体03 学校園の施設は適正か	中学校においては、隣接する特定の中学校の少数の枠に多数の希望者が生じているところ、逆に中学校の個性化、学業やスポーツの実績等により、入学希望者を増加させることのインセンティブを与える方策を検討すべきである。	平成28年8月に地域・保護者代表者等の関係者や有識者を交え、通学区域制度弾力化意見聴取会を開催したほか、アンケートを実施した。 アンケートの結果や意見聴取会での意見を踏まえながら検証を行い、中学校については、生徒本人の学校選択に関する意思を尊重し、希望した学校での活力ある生活がおくれるよう、現状のまま制度を存続することとし、受入枠についても学校からの意見も踏まえながら、より適正な制度となるよう設定していくこととした。
4	教育委員会	保健体育課	全体15 学校給食費は適正か	給食費滞納のリスクがある以上、学校徴収金の納入についての同意書は保護者全員から徴収するよう最大限努力すべきである。	平成29年度新入生から適用するよう、学校長の意見も取り入れながら保護者への通知内容や同意書の様式を見直し、学校給食費を含めた学校徴収金の納入に対する意識啓発を行った。



# 平成28年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【指摘事項】

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
1	教育委員会	就学課	【教育関連】 就学援助制度	<出産費用の扱い> 出産費用を「特別の事情」と扱うこと自体は問題ないとするが、健康保険から支払われる出産育児一時金を控除し、その上で出産費用の実質的な負担額を所得から控除すべきである。 平成27年度の再審査申請書を通査したところ、出産費用の全額を所得から控除することにより認定されたが、出産育児一時金を控除すると所得制限を超えていた事例が発見された。	平成29年度から、出産費用の実質的な負担額(健康保険の出産育児一時金を控除した金額)を所得額から控除することに改めた。

# 平成28年度包括外部監査結果に対する措置通知

平成29年9月30日現在で改善措置を講じた事項

【意見事項】

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
1	教育委員会	就学課	【教育関連】 就学援助制度	<障害者がいる場合の所得制限の緩和> 家族の中に障害者がいることにより、所得制限額に差をつけること自体は妥当なものとするが、所得制限額に定数を乗じるという方式でなく、障害者の人数によって決定する方式に改めるべきである。	平成29年度から、税の障害者控除を準用する方法に改めた。 激変緩和措置として、平成29年度は、新方式で不認定となる場合、方式変更について電話等で説明をした上で、旧方式による認定を行うこととする。
2	教育委員会	就学課	【教育関連】 就学援助制度	<障害者がいる場合の所得制限の緩和の周知> 所得制限の基準については「小中学生の就学援助申請のお知らせ」に明記し、不要な再申請と再審査を行わないようにするべきである。	平成29年度から、「お知らせ」に、障害者手帳をお持ちの方は認定の目安を超えていても認定となる場合があり、就学課まで相談する旨の一文を加えた。 平成29年度から、当初申請でも障害者手帳の写しの提示があれば收受し、再申請を経ることなく、審査・認定することとした。
3	教育委員会	就学課	【教育関連】 就学援助制度	<障害者がいる場合の所得制限の緩和の規程化> 障害者がいる場合の1.3倍については、「岡山市就学援助規則」にも「岡山市就学援助認定基準及び支給基準額の決定について」にも記載がなく、明文で定められていない。 岡山市就学援助規則第2条第1項第2号の「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認める者」という規定を受けて、「岡山市就学援助認定基準及び支給基準額の決定について」において「前年の合計所得金額が前項の額を超え、次のいずれかの状態にあるもの(1)保護者または家族に障害児(者)が居り生活に困窮していると認められる場合」と記載されているが、この条項の実務への反映が合計所得金額を1.3倍するという運用である。 個別的な事情を勘案する等、文章化の難しい判断基準ではないので、制度の透明性を高める観点から、このような明確な数値基準は制度上も明文化すべきである。	障害者がいる場合の所得制限の緩和について、税の障害者控除を準用する方法に改め、明文化した。
4	教育委員会	就学課	【教育関連】 就学援助制度	<就学援助の申請手続きの改善> 郵送受付ができず、平日昼間3日間のみ受付であり、区役所、支所、地域センター等での受付もできないことから、保護者が小中学校から離れた地域で就労している場合には申請することが難しいと考えられる。 また、必要書類として所得証明書、源泉徴収票等及び児童扶養手当証書の持参を求めているが、所得については市税情報、児童扶養手当については児童扶養手当担当部署の情報を利用すれば、書類の提出を不要にできると考えられる。 また就学援助費交付申請書を事前にダウンロードできるようにすると、事前の記入・入力が可能となり、申請者にとって利便性が高まる。 申請方法を見直し、より申請しやすい方法にすべきである。	受付期間については、平成29年度から、「お知らせ」に、3日間で来られない場合は就学課に相談する旨の一文を加え、対応することとした。 必要書類については、平成28年度のシステム改修により、市税情報の取得ができるようになっており、平成29年度から、申請者からの所得証明書等の所得資料の提出は不要とした。児童扶養手当については、システムでの運用方法等検討した結果、従来通り証書の写しの添付を求めることとした。 岡山市ウェブサイトからの申請書のダウンロードについては、就学援助の申請は、事情の聞き取りが必要であることから、保護者との対面による受付を基本としており、必ず受付期日に受付窓口へ提出する旨の注釈を添えたうえで可能とした。

番号	対象部局	担当課	制度・費目等	監査結果	措置内容
5	教育委員会	就学課	【子育て支援制度共通項目】 所得の申告	<p>&lt;所得制限のある制度における未申告者の扱い&gt;  児童扶養手当について、申請者の世帯員のほか同居の扶養義務者の所得も確かめる必要があるが、未申告の場合は聞き取りによって所得額を確かめている。  ひとり親家庭等医療費助成制度について、医療保険世帯員の所得を確かめる必要があるが、未申告の場合は簡易申告フォームによる金額に基づいている。  就学援助制度において、家庭調書に所得無と記入されていて未申告の場合は原則として所得なしと扱っており、家庭調書記載の成人全員が所得無と記入されている場合等必要な場合に聞き取りを行っている。  これらについて、収入の内容等から明らかに課税所得がないと認められる場合を除き、市民税の申告を求めるとを検討すべきである。</p>	<p>【就学援助制度】  申請受付時に、本人への聞き取りにより、専業主婦等明らかに課税所得がないと認められる場合を除き、税の申告を案内することとした。</p>
6	教育委員会	就学課	【子育て支援制度共通項目】 申請書等様式のダウンロード	<p>&lt;申請書等様式のダウンロード&gt;  児童扶養手当制度の「児童扶養手当新規認定・額改定申請請求書」、ひとり親家庭等医療費助成制度の「ひとり親家庭等医療費受給資格証申請書」及び就学援助制度の「就学援助費交付申請書」について、岡山市ウェブサイトからの申請書のダウンロードを可能とすべきである。</p>	<p>【就学援助制度】  岡山市ウェブサイトからの申請書のダウンロードについては、就学援助の申請は、事情の聞き取りが必要であることから、保護者との対面による受付を基本としており、必ず受付期日に受付窓口へ提出する旨の注釈を添えたうえで可能とした。</p>